

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。

御注意
1 付 1 願 転 再
い 願 勤 就
ま 一 一 日 勤 職
す 月 一 日 先 等
。 新 勤 務 等
。 新 勤 務 先 により
。 下 段 異 動 後
。 下 段 後 の 勤 務
。 下 段 後 の 勤 務 先
。 下 段 後 の 勤 務 先 等
。 下 段 後 の 勤 務 先 等 により
。 下 段 後 の 勤 務 先 等 により 引き
。 下 段 後 の 勤 務 先 等 により 引き 続き
。 下 段 後 の 勤 務 先 等 により 引き 続き 特別
。 下 段 後 の 勤 務 先 等 により 引き 続き 特別 徴
。 下 段 後 の 勤 務 先 等 により 引き 続き 特別 徴 収
。 下 段 後 の 勤 務 先 等 により 引き 続き 特別 徴 収 届
。 下 段 後 の 勤 務 先 等 により 引き 続き 特別 徴 収 届 出 書
。 下 段 後 の 勤 務 先 等 により 引き 続き 特別 徴 収 届 出 書 有
。 下 段 後 の 勤 務 先 等 により 引き 続き 特別 徴 収 届 出 書 有 る
。 下 段 後 の 勤 務 先 等 により 引き 続き 特別 徴 収 届 出 書 有 る 場
。 下 段 後 の 勤 務 先 等 により 引き 続き 特別 徴 収 届 出 書 有 る 場 合
。 下 段 後 の 勤 務 先 等 により 引き 続き 特別 徴 収 届 出 書 有 る 場 合 には
。 下 段 後 の 勤 務 先 等 により 引き 続き 特別 徴 収 届 出 書 有 る 場 合 には 必要
。 下 段 後 の 勤 務 先 等 により 引き 続き 特別 徴 収 届 出 書 有 る 場 合 には 必要 事項
。 下 段 後 の 勤 務 先 等 により 引き 続き 特別 徴 収 届 出 書 有 る 場 合 には 必要 事項 を
。 下 段 後 の 勤 務 先 等 により 引き 続き 特別 徴 収 届 出 書 有 る 場 合 には 必要 事項 を 記
。 下 段 後 の 勤 務 先 等 により 引き 続き 特別 徴 収 届 出 書 有 る 場 合 には 必要 事項 を 記 入
。 下 段 後 の 勤 務 先 等 により 引き 続き 特別 徴 収 届 出 書 有 る 場 合 には 必要 事項 を 記 入 し
。 下 段 後 の 勤 務 先 等 により 引き 続き 特別 徴 収 届 出 書 有 る 場 合 には 必要 事項 を 記 入 し 前
。 下 段 後 の 勤 務 先 等 により 引き 続き 特別 徴 収 届 出 書 有 る 場 合 には 必要 事項 を 記 入 し 前 勤
。 下 段 後 の 勤 務 先 等 により 引き 続き 特別 徴 収 届 出 書 有 る 場 合 には 必要 事項 を 記 入 し 前 勤 務
。 下 段 後 の 勤 務 先 等 により 引き 続き 特別 徴 収 届 出 書 有 る 場 合 には 必要 事項 を 記 入 し 前 勤 務 先
。 下 段 後 の 勤 務 先 等 により 引き 続き 特別 徴 収 届 出 書 有 る 場 合 には 必要 事項 を 記 入 し 前 勤 務 先 等
。 下 段 後 の 勤 務 先 等 により 引き 続き 特別 徴 収 届 出 書 有 る 場 合 には 必要 事項 を 記 入 し 前 勤 務 先 等 当
。 下 段 後 の 勤 務 先 等 により 引き 続き 特別 徴 収 届 出 書 有 る 場 合 には 必要 事項 を 記 入 し 前 勤 務 先 等 当 町
。 下 段 後 の 勤 務 先 等 により 引き 続き 特別 徴 収 届 出 書 有 る 場 合 には 必要 事項 を 記 入 し 前 勤 務 先 等 当 町 に
。 下 段 後 の 勤 務 先 等 により 引き 続き 特別 徴 収 届 出 書 有 る 場 合 には 必要 事項 を 記 入 し 前 勤 務 先 等 当 町 に 送
。 下 段 後 の 勤 務 先 等 により 引き 続き 特別 徴 収 届 出 書 有 る 場 合 には 必要 事項 を 記 入 し 前 勤 務 先 等 当 町 に 送 付
。 下 段 後 の 勤 務 先 等 により 引き 続き 特別 徴 収 届 出 書 有 る 場 合 には 必要 事項 を 記 入 し 前 勤 務 先 等 当 町 に 送 付 し
。 下 段 後 の 勤 務 先 等 により 引き 続き 特別 徴 収 届 出 書 有 る 場 合 には 必要 事項 を 記 入 し 前 勤 務 先 等 当 町 に 送 付 し け
。 下 段 後 の 勤 務 先 等 により 引き 続き 特別 徴 収 届 出 書 有 る 場 合 には 必要 事項 を 記 入 し 前 勤 務 先 等 当 町 に 送 付 し け っ
。 下 段 後 の 勤 務 先 等 により 引き 続き 特別 徴 収 届 出 書 有 る 場 合 には 必要 事項 を 記 入 し 前 勤 務 先 等 当 町 に 送 付 し け っ け
。 下 段 後 の 勤 務 先 等 により 引き 続き 特別 徴 収 届 出 書 有 る 場 合 には 必要 事項 を 記 入 し 前 勤 務 先 等 当 町 に 送 付 し け っ け ら
。 下 段 後 の 勤 務 先 等 により 引き 続き 特別 徴 収 届 出 書 有 る 場 合 には 必要 事項 を 記 入 し 前 勤 務 先 等 当 町 に 送 付 し け っ け ら れ
。 下 段 後 の 勤 務 先 等 により 引き 続き 特別 徴 収 届 出 書 有 る 場 合 には 必要 事項 を 記 入 し 前 勤 務 先 等 当 町 に 送 付 し け っ け ら れ て
。 下 段 後 の 勤 務 先 等 により 引き 続き 特別 徴 収 届 出 書 有 る 場 合 には 必要 事項 を 記 入 し 前 勤 務 先 等 当 町 に 送 付 し け っ け ら れ て い
。 下 段 後 の 勤 務 先 等 により 引き 続き 特別 徴 収 届 出 書 有 る 場 合 には 必要 事項 を 記 入 し 前 勤 務 先 等 当 町 に 送 付 し け っ け ら れ て い ます
。 下 段 後 の 勤 務 先 等 により 引き 続き 特別 徴 収 届 出 書 有 る 場 合 には 必要 事項 を 記 入 し 前 勤 務 先 等 当 町 に 送 付 し け っ け ら れ て い ます 。
。 下 段 後 の 勤 務 先 等 により 引き 続き 特別 徴 収 届 出 書 有 る 場 合 には 必要 事項 を 記 入 し 前 勤 務 先 等 当 町 に 送 付 し け っ け ら れ て い ます 。 新
。 下 段 後 の 勤 務 先 等 により 引き 続き 特別 徴 収 届 出 書 有 る 場 合 には 必要 事項 を 記 入 し 前 勤 務 先 等 当 町 に 送 付 し け っ け ら れ て い ます 。 新 勤
。 下 段 後 の 勤 務 先 等 により 引き 続き 特別 徴 収 届 出 書 有 る 場 合 には 必要 事項 を 記 入 し 前 勤 務 先 等 当 町 に 送 付 し け っ け ら れ て い ます 。 新 勤 務
。 下 段 後 の 勤 務 先 等 により 引き 続き 特別 徴 収 届 出 書 有 る 場 合 には 必要 事項 を 記 入 し 前 勤 務 先 等 当 町 に 送 付 し け っ け ら れ て い ます 。 新 勤 務 先
。 下 段 後 の 勤 務 先 等 により 引き 続き 特別 徴 収 届 出 書 有 る 場 合 には 必要 事項 を 記 入 し 前 勤 務 先 等 当 町 に 送 付 し け っ け ら れ て い ます 。 新 勤 務 先 回
。 下 段 後 の 勤 務 先 等 により 引き 続き 特別 徴 収 届 出 書 有 る 場 合 には 必要 事項 を 記 入 し 前 勤 務 先 等 当 町 に 送 付 し け っ け ら れ て い ます 。 新 勤 務 先 回 回

| | | | | | | | | | | | |
|-----------------------------------|--------------------|---------------------|------|----------|----------------------|--------------------|---|---------------------------------|-------------------|----------------------|-------|
| 令和 年 月 日 (あて先) 雄武町長 | (特別徴収義務者) 給与支払者 | 所在地 | 郵便番号 | | | 特別徴収義務者 指定番号 | | | | | |
| | | フリガナ | | | | 個人番号 又は法人番号 | | | | | |
| | | 名称 | | | | 連絡者の係及び氏名並びにその電話番号 | 係 | | | 氏名 | |
| | | 代表者の職氏名 | | | | 番 | 号 | | | 電話 | () - |
| 給与所得者 | | (ア) 特別徴収税額 (年税額) | 徴収済月 | (イ) 徴収済額 | (ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ) | 異動年月日 | 異動の事由 | 異動後の未徴収税額の徴収 | 1月1日以降退職時までの給与支払額 | 退職手当等の支払額 (支払予定額) | |
| フリガナ | | 円 | 月分 | 円 | 円 | | 1. 退職 (普・障) 2. 転勤 3. 休職 4. 長欠 5. 死亡 6. 会社解散 7. 住所誤報 8. | 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 | 円 | 円 | |
| 氏名 | (旧姓) | | から | | | | 未徴収税額を全額 徴収して納付する。 未徴収税額を本人 が納付する。 | 控除社会 保険料額 | 勤続年数 | 年 | |
| 個人番号 | | 月分 | | | | 円 | | | | | 円 |
| 1月1日現在の住所 | | | まで | | | | | | | | 円 |
| 給与の支払を受けなくなった後の住所 | | | | | | | | | | | |

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)について一括徴収する場合等は、次の欄に記載してください。

| | | | | | | | |
|---|------|-----------------|-------------------|-------------------|--------|-----|----|
| 一括徴収の理由 | 異動者印 | 給与又は退職手当等の支払予定日 | 一括徴収予定額 | ※町記入欄 | 入力者 | 検証者 | 備考 |
| 1. 異動が令和 年12月31日までで、申出があったため(月 日申出) | | | 支払予定日ごと の徴収予定額 | ※町 記 入 欄 | 資 登 | | |
| 2. 異動が令和 年1月1日以後で特別徴収の継続の希望がないため | | | 合計額 (上記(ウ)と同額) | | | | |
| 一括徴収できない理由 | | | 円 | | | | |
| (○を付してください) | | | 円 | | | | |
| 1. 5月31日まで支払われる給与若しくは退職手当等がないため又は未徴収税額より少ないため | | | | | | | |
| 2. その他理由 () | | | | | | | |
| 一括徴収した税額は、 月分 (月 日納期限分) で納入します。 | | | | | | | |

転勤等による特別徴収届出書(左欄外の注意書きを参照してください。)

| | | | | | | | | | | |
|-------|-------|--------------------|------------|------|--------------------|---|--|--|-------|-------|
| 月割額 | 円 | (特別徴収義務者) 給与支払者 | 所在地 | 郵便番号 | 特別徴収義務者 指定番号 | | | | | |
| 月分 | から徴収し | | フリガナ | | 連絡者の係及び氏名並びにその電話番号 | | | | 係 | 氏名 |
| 納入する。 | | | 名称 | | 番 | 号 | | | 電話 | () - |
| | | | 個人番号又は法人番号 | | 代表者の職氏名 | | | | () - | |

「特別徴収義務者指定番号」は通知書に指定された番号を必ず記入してください。